

東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会報告

発行日：令和5年5月29日

発行：横浜市教育委員会事務局
学校計画課、教育施設課

<開催日時・会場>

◆令和5年4月19日（水） 会場：東戸塚小学校

昼の部（14：00～15：00） 参加者：119名

夜の部（18：00～19：00） 参加者：72名

※当日の資料は、教育委員会ホームページで御覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo.html>



<説明会の趣旨>

東戸塚小学校は、令和5年4月7日現在、6学年合わせた一般学級の児童数は977名、一般学級数31学級以上の過大規模校^{※1}となっており、今後も更に児童数が増加し、学級数も増加していく見込みです。文部科学省の手引き^{※2}では、過大規模の状態が続くと、学校行事等において係や役割分担のないお子さんがいたり、きめ細かな指導を行うことが困難になったりする等、様々な課題が生じる場合がある、としています。

そのため、教育委員会では、東戸塚小学校の過大規模校対策について、具体的な検討を始めていきたいと考えています。検討に先立ち、東戸塚小学校の保護者の皆様をはじめ、通学区域内にお住まいの皆様を対象に説明会を開催しました。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成30年12月改訂）においては、「過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設（新しい学校の設置）を検討する」としています。東戸塚小学校の場合、市立小学校敷地平均の2倍超の面積を有していること、今後大規模な老朽化対策を行う予定になっていること等の状況を踏まえ、現在想定されている次の3つの案を中心に、幅広く方策を検討したいと考えています。

- ① 単独整備案…建替え又は長寿命化・増築によって教室等を補い、1校として運営する
- ② 分校設置案…「東戸塚小学校◆◆分校」を設置し、現在の敷地で本校と分校の体制で運営する
- ③ 分離新設案…新しい小学校を整備し、現在の敷地でそれぞれ別の学校として運営する

※1 横浜市、文部科学省とも、31学級以上を過大規模校としており、文部科学省は設置者に対し、過大規模校について速やかにその解消を図るよう、促しています。

※2 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

■説明会における主な御意見・御質問

（☆：御意見・御質問、→：教育委員会事務局からの回答・説明）

1 東戸塚小学校の現状と対応策について（当日資料P2～20）

☆ 学級数はどの程度まで増えると教育上影響が生じるのか。

→ 教育上の影響の一例として、普通教室数が不足していなくても、特別教室の割り当てが少なくなってしまうことなどが挙げられます。例えば、理科室や音楽室などは33学級以上になると、第二理科室、第二音楽室を整備する必要があります。

☆ 新たな学校用地の取得は検討しないのか。

→ 横浜市では財政状況等を鑑み、「横浜市資産活用基本方針」（令和4年12月改訂）において、新たな用地取得は原則的に行わないとしています。そのため、現在の東戸塚小学校の敷地を保有したまま、新たな土地を取得することはしない考えです。

☆ 通学区域変更は検討したのか。通学区域変更によって少しでも児童を減らすべきではないか。

→ 通学区域の見直しは、周辺校の学級数と保有している教室数などの施設状況、自治会町内会等の地域コミュニティを踏まえて行うことが必要になりますが、東戸塚小学校の児童数・学級数の増加や周辺校の状況等を踏まえると、通学区域の変更による過大規模状態の解消は困難だと考えています。

東戸塚小学校の過大規模校対策の大きな方向性としては、今回お示しした方策の3案を中心に、東戸塚小学校過大規模校対策検討部会（以下、「検討部会」という。）で検討していきたいと考えています。

☆ 東戸塚小学校に学区外から通学している児童はどれくらいいるのか。

→ 指定地区外の就学者は一人ひとり面談をして決めており、各学年で10人から15人程度在籍しています。

☆ 検討部会での検討スケジュールは決まっているか。

→ 結論を出すまでの部会の開催回数や期限は、具体的には決めていません。ただし、何年もかけて検討するものではなく、施設整備工事等にも時間がかかることを考慮すると、早めに方向性を取りまとめたいたいと考えています。

☆ 検討部会では、過大規模校対策として想定される3案（単独整備案、分校設置案、分離新設案）について検討するということか。

→ 部会では、過大規模校対策として想定される3案を中心に、東戸塚小学校の過大規模校対策の方策を検討し、とりまとめていきたいと考えています。

検討部会で過大規模校対策の方策が決定したのち、施設整備に関する検討の場を設け、校舎の老朽化対策を含めた施設整備について検討を進めていきます。

☆ 分校設置案、分離新設案になった場合、2校分の整備を行うことが可能とあるが、体育館やプールも2校分の整備を行うことができるのか。もし2校分の整備をする場合、今現在の東戸塚小学校の敷地の中につくるのか。

→ 分校設置案、分離設置案では、体育館やプールといった施設を2校分整備することは可能ですが、その場合は別の敷地ではなく、現在の東戸塚小学校の敷地内に整備する形になります。

☆ 適正規模のメリットとして挙げている異学年交流は、学年別の分校設置の場合、難しくなるのではないか。

→ 分校設置案の「1年生から4年生が本校、5年生と6年生が分校」という記載はあくまでも一例であり、鶴見区の市場小学校がこの方法を取っていることから、参考という形でお示しました。

また、学年で校舎を分けたとしても、同一敷地内に分校を設置する場合は、これまでと大きく変わらない形で異学年交流が行えるものと考えています。

☆ 分校設置案を選択した場合は転校となるのか。また、経歴において〇〇小学校と書くことがあった場合、東戸塚小学校〇〇分校卒業という形になるのか。

→ 資料では、5年生と6年生が分校に通うことをイメージでお示しましたが、その場合も転校という扱いにはなりません。市内では、鶴見区の市場小学校において、けやき分校を設置しており、5～6年

生が分校に通っていますが、卒業証書は市場小学校としています。

☆ 今後、過大規模校対策が行われるまでの間のサポートはどうなるのか。児童や教職員、施設面のフォローはあるのか。

→ 教育環境を整え学校運営をサポートすることが、教育委員会事務局の役割であると考えています。ハード面については、暫定的にプレハブを設置することで教室不足に対応する予定ですが、施設面だけでなく、学校運営といったソフト面についても、教育委員会事務局としてバックアップしていきたいと考えています。

☆ 今後もこのような説明会は開催されるのか。

→ 今後、説明会を行うかどうかは決めておりません。これから、保護者・地域の代表者、学校長等を委員とした検討部会を設置し、過大規模校対策の方策について検討を進めますが、検討部会での議論の内容については部会終了後、部会ニュースを発行し、学校を通じて保護者の皆様に配付します。通学区域内にお住まいの方にも全戸配付し、本市ホームページにも掲載します。
また、検討部会の委員の方以外からも広く御意見をお寄せいただきたいと考えています。いただいた御意見・御質問については、受付日以後に開催される部会で委員の皆様にご報告し、部会ニュースにも概要として記載する予定です。

☆ 検討部会ニュースの全戸配付は大変な作業だと思うが、ポスティングを業者に委託するのか。

→ 検討部会ニュースの周知・配付方法については、全校児童の保護者の方に対しては学校を通して配付いたします。また、通学区域内の御家庭には、外部の業者に委託して全戸配付いたします。

2 施設の改修について（当日資料P21～25）

☆ 現在の校舎では、何クラスまで対応できるのか。

→ 現在の東戸塚小学校の普通教室数は32教室です。今後、学級数が増加し、教室数が不足する見込みとなっているため、現在の校舎の改修等により教室数を確保していきます。具体的な改修箇所は未定で、今後、学校と調整していきますが、他の学校では、多目的室を普通教室に改修するなどの対応を行っています。

☆ プレハブ校舎をつくる場合は特別教室になると聞いたことがある。プレハブはどういった教室構成になるのか。

→ プレハブ校舎にも普通教室を入れることができます。プレハブ校舎の教室数や設置する教室の内訳については未定です。普通教室や個別支援学級のほか、特別教室等も必要になりますが、それぞれの教室をどのように配置していくかについては、実際に使用する学校関係者の方々の御意見もあるかと思いますので、学校運営を考慮して検討していきます。

☆ プレハブ校舎をつくることになるという説明だったが、プレハブ校舎が3つの案の中にあつた分校になるということか。

→ 東戸塚小学校の過大規模校対策については、単独整備案、分校設置案、分離新設案の3案を中心に検討していきますが、いずれの案でも工事が完了するまでの間に教室数が不足することから、暫定的に教室を確保するためにプレハブ校舎が必要になります。プレハブ校舎が分校になるということではありません。

3 老朽化対策について（当日資料P26～31）

☆ 施設整備意見交換会とあるが、意見交換会の場で出た意見はどの程度反映されるのか。校舎の配置など、意見交換会の意見を聞いて、変更されることはあるのか。

→ 学校を整備するにあたって整備内容の基準を設けているものもありますが、施設の配置等については、実際に使用される学校関係者の方々の御意見を踏まえて、変更できるものもあります。使い勝手の良い施設となるよう、関係者の方と意見交換を行いながら進めたいと考えています。

☆ 工事期間はどの程度になるか。入学から卒業までずっとプレハブ校舎で過ごすことにならないよう、配慮していただけるのか。

→ 一般的な小学校の建替えでは、設計で2～4年、工事で2、3年程度かかりますが、校舎の規模や配置等、設計条件が固まるまでは、工事期間をお示しすることが難しい状況です。

☆ 誰もが行きたい学校に行ける環境づくりが大事。校舎のバリアフリー化については、どのように考えているのか。

→ まずは過大規模校対策の方向性を決めることとなります。今回3案を示させていただいていますが、どの案を採用するとしても、学校の施設整備は行うこととなります。その際には、しっかりとしたバリアフリー対策を行っていきます。

☆ 学校は主として教育を行う場であるが、災害時に活用されるなど、公共施設としての側面もある。他の部署とどのように連携しているのか。

→ ご指摘のとおり、東戸塚小学校は教育の場という以外にも、さまざまな機能があります。検討部会には、戸塚区役所の職員も関係課として参加し、区としての視点も一緒に議論しながら、具体的な内容を検討していきたいと考えています。また、まちづくりに関係する部署とも必要に応じて情報共有や意見交換を進めていきます。

【本件についてのお問合せ】

項目	担当部署 (教育委員会事務局)	電話番号	メールアドレス
1 東戸塚小学校の現状と対応策について (当日資料P2～20)	学校計画課	671-3252	ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp
2 施設の改修について (当日資料P21～25)	教育施設課営繕係	671-3258	ky-shisetsu@city.yokohama.jp
3 老朽化対策について (当日資料P26～31)	教育施設課計画推進係	671-3531	